

報告第 1 5 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 6 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
平成 26 年 5 月 12 日	231,087 円	千葉県野田市光葉町在住者	平成 2 6 年 3 月 3 1 日午後 5 時 4 5 分頃、足立区竹の塚一丁目 2 8 番先路上において、相手方が運転する車両が踏切を横断する際に事故発生場所に停車していたところ、区が設置した立看板が風により倒れ、車両左側に接触したことにより、相手方は車両の損傷を被った。
平成 26 年 5 月 14 日	123,820 円	足立区古千谷本町二丁目 2 番 13 号	平成 2 6 年 3 月 2 6 日、福祉事務所職員が、生活保護受給者のアパート引払いのため家財処分を

		有限会社 福祉の家 代表取締役 古渡 秀雄	行った際、福祉用具貸与 商品を誤って処分してし まったために、福祉用具 を貸与していた相手方に 損害を与えた。
平成26年6月13日	148,000円	足立区足立在住者	平成26年4月9日、福 祉事務所職員が、生活保 護受給者が死亡し、賃貸 借契約が終了したにもか かわらず、家財処分費及 び家財処分を行うまでの 家賃について保護費で支 払う旨話したため、相手 方は新たな賃貸借契約を 行うことができず、その 間、相手方に損害を与え た。